

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度月形町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 4 号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 月形町民保養センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 3 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第 3 9 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 4 0 号 財産の取得について
- 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 5 年度月形町一般会計補正予算第 7 号）
- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 5 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号）
- 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定）
- 同意第 2 号 固定資産評価員の選任について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 5 年度月形町一般会計）
- 報告第 2 号 株式会社月形町振興公社の経営状況について
- 推薦第 1 号 月形町農業委員会委員の推薦について
- 請願第 2 号 規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書について
- 意見案第 2 号 ウイルス性肺炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書の提出について
- 意見案第 3 号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書の提出について
- 会議案第 3 号 議員派遣について

○ **議長 笹木 英二** ただ今の出席議員は 1 0 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これにより本日をもって招集されました平成 2 6 年第 2 回月形町議会定例会を開会いたします。
(午前 1 0 時 0 0 分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前10時00分開議)
議事日程第1号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 笹木 英二 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

金 澤 博 君
楠 順 一 君

の両君を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 笹木 英二 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から6月3日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 笹木 英二 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫君、報告願います。
○ 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫 議長の許可をいただきましたので、第2回定例会の運営について、去る6月3日に開催致しました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

本定例会に付議され、提案されている案件は、町長の提案にかかるものとして、一般会計補正予算他8議案、承認3件、同意案1件、諮問1件、報告2件合わせて16件であり、また、議会から推薦1件、請願1件、意見案1件、会議案1件の提案を予定しております。

一般質問については、5月29日の通告期限までに1名の議員から通告があり、6月10日に一般質問を行うことにいたしました。

以上のことから、これらの案件を勘案の上、本定例会の会期については、本日1日間としたところであります。

最後に本定例会における議員の質疑及び町側の答弁については、簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長 笹木 英二 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日1日間にしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程 3 番 諸般の報告

- 議長 笹木 英二 日程 3 番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告・随時監査結果報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 笹木 英二 以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

◎ 日程 4 番 行政報告

- 議長 笹木 英二 日程 4 番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 笹木 英二 以上で行政報告を終わらせていただきます。

◎ 日程 5 番 一般質問

- 議長 笹木 英二 日程 5 番 一般質問を行います。通告に基づき発言を許します。
- 議長 笹木 英二 順番 1 番 宮下裕美子君、発言願います。
- 議員 宮下 裕美子 通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。今回の質問は月形町財政の長期的展望について、2つの視点からそれぞれ分けて行いたいと思います。最初に財政推計です。現在、月形町では第3次総合振興計画の最終年になっております。総合振興計画は月形町の行政の計画の土台となるもので、本年度が最終年そして来年度から第4次総合振興計画が進められるということで現在、計画を策定していると認識しています。その計画を作るに当たって基本となる財政推計が既に行われていると思いますが、私たち議員にはそれが発表されていませんので、どのような傾向になっているのか。特に、公債費負担、既に支出が決まっている施策の経費、他会計への繰出金、公共施設やインフラ等の改修・修繕費、人件費等、予算割合の高いものを中心に、年次変動を分かり易く提示していただきたいと思います。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 お答させていただきたいと思います。平成27年度から始まる第4次総合振興計画について現在、準備をしているところでありますが、その質問の中でそれに向けて財政推計を発表しているというご発言がありました。私たちの町では総合振興計画に向けてというかたちで特別な財政推計について発表しておりませんので、そのことをまず了解していただきたいと思っています。また、総合振興計画というものは、一つには基本構想・基本計画・実施計画で構成されているものであり、基本構想は町の特長や課題を総合的に勘案し目指す将来像とその実現に向けた分野ごとの目標や基本的な施策の方針等を示したもので、計画期間は10年間としているとこ

ろであります。また、基本計画は、基本構想に基づき今後推進する主要な施策や具体的な数値目標等を示したもので、社会・経済情勢の変化に対応できるよう前期・後期と5箇年ずつに分けて計画していくものであります。また、実施計画は基本計画に基づき具体的に実施する事業の内容や財源・実施年度等を示したものを別途作成するものとして、これにつきましては、向う3年間を計画期間として毎年見直しを行っていくというのが、総合振興計画の基本的な内容であります。今回皆さんにお渡しした財政推計についての考え方ではありますが、当該年度の決算対策や次年度予算編成の基本的な方針となる極めて重要な資料でありますので、財政内部資料として決算額の確定後に作成または見直しをしていくところであります。先ほど言いましたとおり第4次総合振興計画の策定に向けた財政推計ではありませんし、作成したものではありませんので、昨年度の決算数値が固まった段階で毎年行っている財政推計を配らせてもらいました。その中で、どのような傾向なのかということではありますが、今後に向けた予想ということでお答えさせていただきます。歳入として地方税については、人口推計や総所得推移を考慮すると右肩上がりに増加していくことが考えにくいことから、穏やかかつ確実に減少していくものと予想されます。また、地方交付税については、国の景気や国税収入の動向により様々なケースが予想され、今後において国の地方交付税予算額の減額がほぼ確実であると想定して、本町のような地方交付税が歳入の大部分を占める財政構造にある自治体は、将来にわたり極めて厳しい財政運営が予想されるところであります。また、地方債については、当年度の公債費増加を避けるためにも極力発行を控えるように配慮して行きます。歳出については、今後の扶助費や維持補修費の増加や他会計の赤字を補填するための繰出金などの増加が懸念されているところであります。収支についてですが、各年度の形式収支については、当年度に向け徐々にではあるが悪化傾向を示しております。もっとも繰入金の充当により赤字転力などの深刻な状態には至っておりませんが、仮に基金の取り崩しが困難な状況に陥った場合、現在の行政水準を維持していこうとすると、必然的に地方債に依存する財源構造への転換を余儀なくされるところであります。また、貯金に当たる積立金についても減額が無視できない推移を示していることから、不安定かつ危険要素を含んだ推計結果と考えているところであります。また、他会計の繰出金についても述べよということですから、2、3点について述べさせていただきますと、国保会計についての繰出しは、現在、私たちの町では行っていないところであります。現在、国の方針の中で、国保会計については、市町村に、いわゆる保険者になることではなくて、都道府県に保険者を移すという状況が目の前に迫っているわけでありますので、その段階においていわゆる北海道が1つの保険者になった時の市町村の均衡を取る状況の中で、私たち

の町がある程度、繰出金を取らなければならないのかということは、今は全く判断できない状況にあるというのが現実であります。また、介護保険特別会計への一般会計からの繰入金については、現在、介護保険特別会計は、平成24年4月から明年3月までの期間を策定した第5期の介護保険事業計画にあります。第5期については、5,000万円を地域福祉基金から介護保険準備基金に移し入れて使用する状況でありました。現在、全部が3年間で使用しないで済むだろうという状況にあります。第6期の介護保険につきましては、全く予定が立たない。社会保障と税の一体改革という国の方針の中で、第6期についてはまだ国の方針が示されていないので、現在説明することができないというのが実態であります。また、病院会計については、先般、北海道新聞にも載っていましたが、自治体病院の赤字体質化については、厚生労働省から医師確保対策に対する経費として基準が示されており、私たちの町は平成25年度決算において8,500万円の繰出しをしておりますが、これは管内でも極めて優秀ないわゆるルール分内の繰出ししかしていないという病院でもあります。今後においても人口が減っていく中では厳しい状況が予想されますけれども、明確にここでそれを含めてこのように変わりますということは、名言できないというのが実際のところであることを、ご理解いただきたいと考えております。総論としては、今後予想される厳しい財政状況を打開し、可能な限り良好な財政を維持していくためにも、現状の事務事業の見直しと今後の事務事業の精査を同時に行い、より効果的な行財政運営の転換を急ぐ必要があると言えます。以上、これらのことについては、財政の見通しを語る場面では幾度か説明させていただいているものであり、方針として特に状況が大きく変化しているというわけではありません。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から財政の内部資料ということで、財政推計を作っているということと、その説明をいただきました。今説明していただいた中で、毎年度予算を立てるに当たって財政推計をきちんと出してそれを基に計画を立てているということは、十分、理解できたのですが、財政推計の中身を見たときに推計を計算するための基本的なルールが、今の説明ではちょっと分かりづらかった。今回、この質問をするにあたって他の自治体の財政推計の様子を少し調べて見ました。財政推計は多くの自治体が積極的に開示している中で、基本的な財政推計の計算のルールを示しています。例えば平成24年度を基本的ベースとし、それに対して社会的状況がデフレ傾向である、好況である、円高であるということを含め、あるいは国の状況を含めて、こういう計算式に従って、この分野は特に減額方向、あるいはこの分野は伸びる可能性があるというような解説を付けて計算していく。今回示していただいた財政推計

においては、数字を見る限り、また、今の説明を聞く限り、かなりアバウトな予想という範ちゅうで出ているような感触を得たわけですが、支出項目で既に契約などが行われていて必ず支出しなければいけない部分も含まれています。あるいは予想として修繕費などを見ると、ほとんどが横並びのような状況ですが、この時期までに修繕が必要である、修繕はかなり流動性が高いと思いますが、償還金の問題や公共施設の関係で耐震化の最終年次が決まっている、橋梁の長寿命化などに伴うものであればある程度の計画年次があると思いますが、それらも含めてかなり確定的な数字も必要ではないかと思えます。これは先ほど町長が言われたように財政内部資料ということで、大つかみのところしか示されていなかったと思えますが、そのあたりのところはきちんと計算されてながしかの資料は十分持ち合わせてやっているのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 久慈 富貴 財政推計の積算のルールですが、過去から繰り返されているものですが、例を申し上げて算定方法をお答えして行きたいと思えます。歳入については、地方税で例えますと、地方税と人口には一定の相関関係が認められるということで、平成20年度から地方税をサンプリングして人口独立係数、計算の難しい言葉ですが、回帰分析というような数学の分析ということで、数字を打ち出している現状でございます。項目によってそれぞれやり方が異なっています。例えば負担金・分担金等将来的に見通せないものについては、最大・最小値、異常値40%を除いた直近5箇年の平均より推計するというルールで使用料、国保、道支出金、財産収入、寄付金等を推計しているところでございます。地方債につきましては、平成24年度において発行予定額として平成26年度は、国営事業等の償還、発行額の枠で推計しているところでございます。地方交付税につきましては、入口ベースと出口ベース、臨時財政対策債額についての移動につきましては、平均を取りながら推計を行っております。歳出におきましては、人件費につきましては最大・最小値、異常値を除きながら近年5箇年の平均より推計しているところでございます。扶助費におきましても、人口には一定の相関関係があることから扶助費のサンプリングをして人口を基にした計算で推計を出しているということを行っております。公債費におきましては、地方債の推計値に基づいた償還期限12年利率1.2%で計算したものを推計として表しているところでございます。維持補修費につきましては、これも平成25年度の表ですが、本年度の推計値それぞれの積み上げになるのですが、平成24年度決算額を基本に施設の老朽化対策として対前年度を0.5%として推計しております。この推計は昨年発行したものでございます。ですから本年発行する分については、平成25年度の数字を基本としてそれぞれ推計を行っていくという方法で行っております。積立金につ

きましては、可能な限りの収支の約2分の1程度を積み立てるよう調整して行っております。最低1,000万円を維持する内示的ルールの中で目標を持って推計を出しているところでございます。このようなことで、財政担当部門で積算条件が町で異なると思いますが、過去からの状況の中で一定の条件を基本に推計を出して今後もそのようなかたちで推計を出していくということで、取り扱っているところでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、総務課長から細かなルール説明があったわけですが、それは内部的な財政指標を使って今後の運営をしていく上では、その計算を基に出している数字で十分理解します。財政推計は本来内部資料としても重要ですが、町民に対しても開示して町民と共に月形町の財政を示して理解してもらおうという意味では、もっと積極的に町側が提示していく必要があるのではないかと。毎年このように作っているのであれば、この中で特に先ほど質問したように、どうしても支出しなければならない完全に行き先の決まっている支出分あるいは余裕のある部分をきちんと色分けして示し、月形町が置かれている今の状況が、余裕がある中でかなりの事業が展開されるのか。あるいはほとんどのものが経常経費的な部分で進められて、アイデアもあまり生かせない状況にあるのかということ、その都度説明しながら町民に月形町の姿を理解していただくことが重要ではないかと思えます。なぜ、それが必要なのかというと、今日議案が上がっていますが、近年、国民健康保険の税率改定でどんどん上がって行きますし、介護保険については、先ほど町長が言われたように来年度については新しい計画が始まって、また、その時にどのようなかたちになるか今はまだ分からないにしても、現実的に負担増に近い方向に、今回の計画がそうでなくても将来的には介護保険については支出が増えていく方向ですし、中身を町民が十分に知ることは必要ではないか。病院についても財政上は他の自治体に比べてかなり余裕がある説明をされていましたが、中身は私たちが聞いていても十分に理解できるものではありませんので、財政推計を基に実態的な数字を示しながら町民の皆さんの理解を得ることが必要ではないかと考えるわけですが、これから財政推計をより分かりやすいかたちで町民の求めるようなかたちに仕立て直して、積極的に開示していく考えはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 私たちの町としては、町民の皆さんには広報で予算額、決算額について、しっかりと発表しているところでありますし、冊子「わたしたちのまちづくり」で事業の内容について細かく説明しているところでありますから、それを持ってしてもっと財政推計をということではありますが、かつて

私たちの町で財政推計をしっかりと出しながら町民の皆さんに意見を持ったのは、市町村合併の問題が出たときであります。あの時は小泉自民党政権が合併しない町村には地方交付税3割削減策させる、そういう状況で地方交付税が3割カットになったらこういう状況になりますという財政推計を出したことがあります。今までそういう意味ではその時以外にはなかったわけでありまして。その時々政権によってずいぶん地方交付税は変わるわけでありまして。私になった小泉総理以降では、麻生総理の時代には臨時交付金という交付税に変わるかたちで自主的なお金として使っていいということで、麻生政権下になって少し楽になりました。民主党政権下においては、地方分権という名目で交付税増額があったことも事実であります。大きな流れの中で捉えたときに、8年後、10年後をどのように見通すのかというのは、かなり厳しい数字の提案になるかと思えます。ただ、根拠としてこういうことですからということになれば、別の話でありますし、町立病院の維持存続の問題を含めたそれらについては、財政推計のところで説明することではないと考えます。町立病院については、町立病院の特集を組んで町民の皆さんに理解してもらおうのがよろしいと考えます。介護保険につきましても、今も言いましたけれども社会保障と税の一体改革ということで、今の政権は消費税を5%から8%に上げたわけでありまして。宮下議員は将来介護保険料が上がるだろうと言われていましたが、私には上がるという確定もできません。それについては、介護保険が今後どのようなかたちになっていくのかということは、町民でなくとも国民皆さんが興味を持って国勢レベルで考えることであると思えます。町立病院の問題にしても自治体病院の存続は町村単独ではいかない、特に今回は急性期病院の基準を上げることで医師と看護師が急性期病院に集中し、看護師が少なくなっている状況で、急性期の基準を上げることで下の病院に対しての医師・看護師の確保の政策を今、国が打ち出したところで、これらがしっかり下の病院に影響が出てくるのが何年後になるか分からないというのが実際のところでありまして。それを説明するために財政推計を基にしてそれだけで説明するというのは、違う話であると感じているところでありまして。ただ、判断基準をどのような基準で判断しますかということで、それを出せということは、決して出さないということではありませんが、財政推計が独り歩きしてそれを持って不安をあおる町民がそういう状況になるのは、極めて私としては思った方向にはならないだろうと考えておりますので、それを斟酌しながら今後検討して参りたいと思えます。

- 議長 笹木 英二 4回目になります。宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、町長から財政推計だけで説明することはできないということで、町立病院や国保、介護保険のことなど説明されていましたが、ほとんどのことがまるで国が制度を決めたらうちの町が全部そこに従うよう

なかたちで町長は説明されていましたが、自治体の運営はもちろん国の方針はあると思いますが、それとは別の方針で町としてどういう方向性を出すのかというのが、それぞれ自治体に与えられている裁量権があるわけで、財政についてもどのようなところにシフトして特に重点的に使っていくのかということを決めていくのも町長の仕事であると思います。そういう意味で全体像として推計がつかみづらい、あるいは国の動きによって中身は変わっていくかもしれないけれども、月形町の全体像は十分に示せるのではないかと。特に10年という長いスパンではなく財政推計、例えば3年、5年という短いスパン、先ほど言った支出が確定しているものをベースに、そこはこれだけの支出が必要であるということが、私たちは一般的に知ることができませんので、そういうことを示して、どのぐらい流動性があるのかという示し方が必要なのではないかと。先ほど町長が予算と決算については、広報でしっかり掲示しているということでしたが、行政の会計システムは単年度予算であって、長期的な展望は全くそこには加味されていないわけです。今時代の流れで単年度だけでなく長期的な展望でどのように展開するのかというように制度自体も変わってきています。会計なども事業会計に移って一般的な複式簿記などが取り入れられる会計もあり、様々なところで長期的にうちの町がどのような流れでお金が動いているのか。この部分は国に従う可能性はあるけれども少なくともここはすでに確定しているというように、ある程度のかたちを示すことは必要ではないかと非常に考えているわけです。それは先ほど町長も言われているように説明するためにこういうものが必要であれば提出することもやぶさかではないと言われていましたが、以前と比べて町民の負担感が増すような時代になってきているわけです。先行きも不透明で見えない時代、税金も年々、今回、東日本大震災復興財源でプラスされているところがある。そのように時代が税制も含めて動いている中で、少しでも先が見通せるようなかたちの情報を町側から積極的に示すことが必要ではないかと考えます。このような財政推計をこんなに長期的でなくていいですし、あるいは予想が難しいのであれば確定しているところだけでも構わないと思いますが、そのことを示すことはできないのかということで、それだけ質問させていただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほども説明しましたが、冊子「わたしたちのまちづくり」の中で、例えば借入額、起債を含めた額、基金としての額などを含めて、うちが今持っている財源内容というのは、かなり細かく説明していると思っております。このような冊子を出しているのは北海道179市町村の中でそんなに数ある所でやっているとは思っていません。これは私の時代にやったものではありませんが、先駆的な取り組みとして今の財政状況、単年度のいわゆる単

式簿記ではなくて長期的なものも含めて何年度には基金がいくらあったけれども今はここまで増えましたということもやっていますと説明したつもりでおりますし、国の施策だけで町村は何もやらないということではないと思います。介護保険につきましても、先ほど説明しましたが、5,000万円の基金繰入れをしてそれを3年間で使用するというかたちで介護保険者の皆さんにも掛金をいわゆる本来もらわなければならないところの半額で抑える努力もしているところであります。自治体病院につきましても、先ほど言いましたルール分8,500万円の繰入れをしていることも実際のところであります。ですから、そういうものをしっかり斟酌していくときに、財政推計だけで皆さん分かるのかということに1つの不安があります。私たちとしては冊子「わたしたちのまちづくり」の中で、もう少し詳しくということであれば、詳しくやりますが、この中に相当数、今、言われたことについては、説明していると思っております。今後について検討していきますということで、先ほどお話ししましたが、それを含めて検討させていただきます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から今後、検討していくということでしたので、ぜひともお願いしたいと思います。1点加えるとすれば、「わたしたちのまちづくり」のような冊子は、すでに多くの市町村が今、情報開示の中で出すような方向にいらいますし、財政推計においてもより分かり易い内容で、ホームページなどに掲載するなど色々な人が見られるようなかたちで、情報が公開される時代になっていますので、その点も踏まえて対応していただきたいと思えます。次の質問に移ります。

同じ月形町財政の長期的展望について、新規施策予算の捻出方針ということですが、新規に事業を展開するということは、町民のニーズに合わせて行政運営を柔軟に変えていくということ。行政そのものが新しいことに取り組んで、活性化していくということ。国や道などの補助金などを含めてそれら交付金などを含めた事業を展開することによって、財政維持規模拡大していくという目的のために新規事業を展開していくことが重要であると考えていて、このことは、3月定例会の一般質問でやはり財政のお話しをさせていただいたときに、町長も同様に考えているということで、共通認識を持っていると確認しています。それを踏まえた上で、平成26年度予算で町長は「編成当初6億円の歳入不足だったために、新規事業を取り止めることで2億円の不足に収めた。」と答弁をされています。このように新規事業の重要性は認識しているものの現実には財源が間に合わなくて新規事業は実施されず、行政全般が停滞するのではないかと私としては懸念しているところです。今後、新規事業を展開するためには、どうしてもそれをやるための財源確保が欠かせないわけですが、来年度

以降それら新規事業を実施するには、今の段階から何らかの対策と対応が必要と考えています。どのような方針で財源を確保していくのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 予算委員会でもされたお話しですが、焼き直して答弁させていただきます。最初に一般的に予算編成の工程というのは、予算編成方針の通知説明を11月上旬に行い、予算案提出期限を11月末としているところであり、その後、総務課の精査査定そして副町長査定を年内に行い、町長査定につきましては、1月中旬に行い、予算案の決定を1月末としているところであり、承知のとおり本年度予算編成では、当初集計時点では概算で約6億円の財源不足という集計結果になったところでありました。これは、額は別として予算編成上、過去からごく一般的にあり得ることであり、むしろ不足がないというのは、まれであるというのが通例であると、今までも同じようなかたちでやっているところであり、予算編成において、各課による予算要求は、総合振興実施計画に載せた事業が基本ではありますが、国や道の制度改革による事業内容や財源予定の変更、また、町民ニーズ等を考慮した事業など毎年ローリングしているのが実態であります。各担当から要求された概算事業費は、ヒヤリングの間にも内容について精査されて額が固まってしまうもので、どの補助事業にも該当しない町単独事業など当然ながら優先順位を持つこととなります。事業の取り止めはまれではありますが、大方は町単独事業であり、次年度以降へ先送りや補正予算での対応となるものがあります。従って、全てを取り止めているということではないので、それが誤解されているような発言があったと理解しておりますので、そこは理解していただきたいと感じているところであり、時代にあわせた新規事業を取り組んでいない。行政全般が停滞していると断言されていますが、町民や他の議員の皆さんも本当にそう思われているのでしょうか。町民が行政に対して100%満足しているとは言えませんが、職員一丸となって住みよいまちづくりに努力しているものと確信しておりますし、現在の町の運営上必要な事業は、取り組むように努めているものと認識しているところであり、新規事業を取り組まないから行政全般が停滞しているという認識は、正直、理解しかねるところであります。参考までに今年度の主な新規事業としては、冊子「わたしたちのまちづくり」でも公表しておりますが、当初予算1億9,600万円、19事業を新規事業としてやっているところであり、今後の補正でもこれらについては、数件予定しているところであり、また、新たな政策を展開するための方針については、基本的には国の施策に歩調を合わせた財政運営を進めることは、時代にあわせた行政運営になるものと認識しているところであり、引き続き、本町

の現状や特性を取り込み、農業を基幹とする産業振興、医療福祉、介護、子育ての充実、教育振興、防災対策などそれぞれの分野に取り組んでいくことが、重要なものと認識しているところでもあります。背伸びはせずに身の丈にあった施策で、満足を得る方針でやっていきたいと思っているところでもあります。そのためには新たな施策を展開するための財源措置や財源確保については、当然ながら国や道の補助事業として有利なものを選択すること、また、起債事業においても交付税措置のある有利なものを選択することが基本ですし、行政の仕組みが変わらない限り将来的にも変わらないと考えているところでもあります。財源確保についての考え方ではありますが、依存財源や自主財源の大幅な伸びが見込めない現状下で新規事業実施とその財源を考える場合、一定のルールを設定して対応する必要があると考えています。具体的には、新たな施策によって生じた義務的経費は別の義務的経費の減額で賄う、あるいは相応の増税や特定財源の確保により対処するなどであります。しかし、財政ルールはあくまでも新規施策への制約であり、現状の施策の社会的要因による変動や増加には、対処のしようがないため、ルールだけをもって財政確保や財政健全化が確約されるものとは限りません。近年、本町が直面する緊近の課題としては、社会保障関連経費や社会福祉関連経費、保健環境衛生関係経費の増加が上げられます。問題の本質はこれら関係経費の増加が及ぼす財政圧迫により新規施策予算の捻出には、これら経費の抑制が可能か財政課題とする必要があると考えているところでもあります。本来、新規施策予算を捻出するためには、関係経費そのものを削減努力しなくてはならないわけですが、その財源を安易に増税や地方債などの仕法に依存し、これら特定財源化してしまう状況は、削減機会が薄れ、その抑制をむしろ阻害する恐れがあると考えております。今一度、スクラップアンドビルドによる財源捻出を基本方針とする必要があると考えているところでもあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から答弁をいただきましたが、予算委員会の焼き直しで説明されるということが最初にありましたので、その点については、少し心外です。あえて今回の定例会でこの問題を持ち出したということは、今年度の問題ではなく、将来的なことも含めてきちんと議論したいという意思があって、この問題が出てきたわけですので、答弁が焼き直しになるけれどもということからスタートすることに対しては、いかがなものかと思いました。それで今、町長は様々な説明をされたわけですが、新規事業は実施されないで行政全般の停滞が懸念されると私が言ったことに対して、そんなことはないという、確かに新規事業を全くしていないと思っていませんが、全体の中で新規事業に割いている部分は、現実的に少ないということはあると思います。何

より私が一番気にかかったのは、編成当初6億円の歳入不足だった時に新規事業を取り止めることで2億円に収めたということですが、先ほど言ったように新規事業の展開は、財政規模を維持することや活性化する、町民のニーズに必要であるからこそ新規事業として各課が提案してきたものではないか。そちらを先に取り止めることによって財政を合わせるというより、むしろ既存の事業の大幅な見直しをした上で、新しく上がってくる種を蒔くようなものに対して予算を付けていくことが、行政の活性化につながるのではないかと考えています。町長が言われていた基本的な考え方として国や道のメニューから交付金や補助金などが出るメニューを探して、それをやっていく方向であるということでしたが、それをやるのであれば今すぐにでも情報収集やそれなりの人脈づくりなど様々な場面に職員を出向させる、あるいは戦略的に発想を集めてくる必要があるのではないか。先ほど町長がいくつか国のメニューから選んでということでしたが、今、国の予算の付け方としては、基本的に全町村に下ろしてくるメニューもありますが、それ以上に各自治体から提案することにより新しい事業を起こしていく国独自の省庁が予算を持った中で色々と展開していくわけです。そういうものに対してのアプローチはどのようにしていくのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 今、新規事業をいわゆる提案型で国からお金をもらうことの努力が足りないのではないかとということですが、直接、国に提案して予算を獲得するタイプの事業について、職員は常に社会、住民ニーズに応えるべき事業の選択について考えていると感じております。先ほどの予算の中で当初に対して査定不採択というのは、当初要求は275事業に対して不採択にしたのは29事業であります。採択したのが246事業ということですので、そのことが職員のやる気をなくすことや町民の皆さんにとって有利なものをしなかったという認識は持っていないわけであります。1点、先般の定例会で宮下議員はこういう発言をしております。「中山間地域の事業などの国が基本的にやるところに乗り投資することは、これから先の未来ということでの効果は薄く、また、未来投資ということについては、種すら今はあまり無いのではないか。」と言われておりました。農業で言うと過去からの農地改良事業をはじめとする道営・国営事業への参加や中山間事業など自治体の任意事業においても、近隣では取り組まない自治体もある中で積極的に事業参加しており、その結果、農業生産基盤が向上し近年、農業所得も増になっている状況にあるわけです。既存の事業でも私たちの町ではこのように農業関係で言うと、中山間事業を取り入れる、道のパート事業を取り入れる、国営事業をやるのが私たちの町での土地利用型としての水田、麦、大豆等の生産率が飛躍的に伸び、所

得が伸びて、それが後継者の確保につながっていると考えております。これらを継続事業で進めていくことは、新規事業以上に効果があると感じております。また、月形高校の入学者が今年64名ということで、近隣の高校が人数を減らしていく中で私たちの町は、募集定員を下回ってはいますが、減らしていない、逆に増やしていることは、10年以上続けてきた月形高校振興協議会への1,000万円を超える助成があつて成り立っていると感じているところであります。通学費の助成、いわゆる英検2級を取得した者への海外への短期留学それら多くの魅力的なことが、今の状況につながっているということで、新規事業ではありませんが、そんなことから私たちの町はそのような成果を上げていると感じているところであります。新規事業をやることでうちの町がより強くなっていく具体的なものを私は職員からそういう提案を受けていないわけですから、私としては今の質問に対して答えにくいというのが実際であります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の町長の答弁ですが、何も継続的な事業を全部止めろと言っているのではなく、成功している継続的な事業は進めていただいて結構ですし、それはもう成果があるという時点できちんと評価されるべきものであると思えます。しかし、既存の事業には全く使われず毎年度同額が減額補正してやっていく事業もいくつかあります。個別に申し上げてもいいのですが、そのことは予算委員会や決算委員会で毎回触れているわけですから、十分お分かりいただいていると思えますが、細かな事業を挙げるといふよりむしろニーズに合っていない事業も同じように展開されているわけです。それらを十分見直すだけである程度の財源が出てくると思いますが、それらも目的が例えば商工会の起業化支援事業なども含めて、今のままでは全く使われなくて300万円からの事業が毎年度付けても、最終的に減額補正してそのままになってしまう事業があつた時に、商工事業者あるいは起業家を助けたいのであれば、もう少し中身を衣替えしてより使いやすい事業に変換するかたちもできる。その他既に役割を終えた補助事業、確かに数人が使っているかもしれないけれど、初期の目的の普及啓発活動が終了したら補助事業としてはいったん打ち切って時代に合った補助事業に転換することも可能ですので、今回のような新規施策のことになりますと、町長は常に成功している事例の継続的なことを、私は問題のあつたところを言って、常にかみ合わない議論になってしまうのですが、いずれにしても既存の事業の徹底した見直しをしなければ、新しい財源は作り出せないのです、先ほどルールづくりが重要で新規事業をやる場合に義務的経費の財源確保ができなければ新規事業は展開できないと言っていましたので、そういう意味では、財源確保をするためにどういう事業を切っていくか、例えば動きのなかった事業は取り止める、保留にするなど事業見直しのテーブルに上

げていく事業を選別するルールをなにがしか決めて、少なくともそういうスクラップアンドビルドをより積極的に進めていく必要があるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 私もスクラップアンドビルドをしていきますという答弁をしたところであります。今、言われた全く使われていない補助事業などがたくさんあるということですが、予算については皆さんに事業費を含めて提案したところであります。その提案に対してよしとかたちで今回、私たちは執行しているわけですから、できましたらそういう事業が目にも余るようなものがあるのなら、今後の予算委員会などで指摘をお願いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 指摘していただきたいということで、今まで何回も指摘しています。別にその部分の修正案を指摘して削除するということにはならないわけです。全体の現実に町財政からすれば小さな事業ですし、町側から説明を受けたらそれはどうしても必要な事業であるという説明があるので、その押し問答で何年も経過している事業がいくつもありますので、先ほど言いましたように見直しのテーブルに上げるルールを作った上で、見直しを図っていただきたい、そういう対策や対応をしないと来年度も新規事業に向けた新しい財源ができないのではないかと非常に危惧していますので、再度、それを聞いて質問を終わりにしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前10時54分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前10時55分再開)

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほどのやり取りで、1つ産業課長から言われたのが、宮下議員の指摘の1つに、起業化支援についても使われていないという指摘があったわけですが、今、小さな動きがあるということでもあります。それがあつたことが1つの町の魅力にもなっていると思いますし、動いていないからそのままということではありませんので、そこは理解していただきたいと思っています。先ほども言ったとおり既存事業の徹底した事務事業評価の他に、総合振興計画と財政推計の精査を行い、事業の計画的優先順位化と今一度、スクラップアンドビルドによる財政捻出を基本方針とすることを考えていますので、再度、お答えさせていただきます。

○ 議長 笹木 英二 1回のみ発言を許します。宮下裕美子君

- 議員 宮下 裕美子 言葉で言うことは簡単です。ルールづくり、スクラップアンドビルドは何年も前から聞いていますので、それが実施されてより一層新規事業が展開されることを望んでいます。
- 議長 笹木 英二 以上で一般質問を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前10時57分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前11時 8分再開)

◎ 日程6番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (平成25年度月形町一般会計補正予算第7号)

- 議長 笹木 英二 日程6番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (平成25年度月形町一般会計補正予算第7号) を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の専決処分につきましては、年度末を迎えてのものであり、予算を最終的に整理するもので、例年おこなっているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議案書90ページ、第2表 地方債補正です。変更です。一般廃棄物処理施設広域整備事業、除雪機械整備事業の2事業について変更させていただくものでございます。なお起債の方法・利率・償還の方法は変更ございません。

2 歳入です。2款 地方贈与税 2項 自動車重量譲与税 1目 自動車重量譲与税181万3,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。額の確定に伴う補正でございます。6款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金 1目 地方消費税交付金103万6,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。交付額の確定に伴う補正でございます。7款 ゴルフ場利用税交付金 1項 ゴルフ場利用税交付金 1目 ゴルフ場利用税交付金300万円の補正減について、1節の内容のとおりです。平成25年度は、ゴルフ場の運営がなかったため利用税の交付がなかったということで、全額補正減とするものでございます。8款 自動車取得税交付金 1項 自動車取得税交付金 1目 自動車取得税交付金541万5,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。交付額の確定に伴う補正でございます。10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税1億5,126万7,000円の補正増について、1節から3節の内容のとおりです。交付税の決定に

伴う補正増でございます。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 民生費国庫補助金590万2,000円の補正減について、2節の内容のとおりです。子育て支援対策事業費補助金を15款 道支出金 2項 道補助金 2目 民生費道補助金に組み換えさせていただくものでございます。15款 道支出金 2項 道補助金 7目 土木費道補助金441万4,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。事業の確定に伴う補助金の減でございます。18款 繰入金 1項 基金繰入金 2目 ふるさと活性化基金繰入金100万円の補正減について、1節の内容のとおりです。申請がなかったということで、全額補正減とするものでございます。21款 町債 1項 町債 2目 衛生債640万円の補正減について、1節の内容のとおりです。事業確定に伴う補正減でございます。4目 土木債220万円の補正減について、1節の内容のとおりです。これにつきましても事業の確定に伴う補正減でございます。

3 歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 8目 財産管理費1億5,000万円の補正増について、25節の内容のとおりです。平成25年度繰越金が2億1,900万円ほど発生すると見込んでおり、5,000万円を財政調整基金、1億円を公有財産整備基金へ積み立てさせていただき、最終的繰越金が6,900万円程度発生すると見込んでおります。この積み立てにより平成25年度末現在高財政調整基金6億731万3,000円、公有財産整備基金7億8,146万8,000円となっております。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費200万円の補正減について、19節の内容のとおりです。申請がなかったことによる減でございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 115ページ、総務費、職員給与費、今回、時間外勤務手当217万2,000円計上されたわけですが、これだけ不足分が生じるということで、今まで職員の残業については年休を取るなどして対処していたと思いますが、最終的にこれだけ不足分があるということで、中身がどのようなになっているのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 久慈 富貴 平成25年度の時間外勤務の実績内容について、説明させていただきます。時間外勤務の総額については、平成25年度、時間数で申し上げますと、6630時間を超勤としてやっているところで、これには平日、週休日を含めております。ちなみに前年度と比較しますと前年度5423時間で平成25年度は1207時間増となっている状況でございます。時

間外勤務の総体枠としては、対象者の概ね5%枠ということで、予算額909万5,000円を確保しているところです。ちなみにこの時間数で単価を乗じますと当然足りないということで、今回の予算補正ということですが、近年、組合との労使交渉もあり、その中の打ち合わせ事項でもありますが、超過分については万度に支払われていない時代もありました。それは職員の協力を得ながら、労使交渉の中でお願いして了解を得てやっている傾向でございます。今回増えた理由につきましては、恒常的にどうしても時間外をやらなければこなせない業務は、結構あります。総務課関連ではやはり広報編集業務で、広報のボリューム等もありますが、取材・編集の月の締切日が決まっているということで、恒常的に時間外でなければ編集できない類いのものがございます。それと予算・決算時期の編集業務につきましても、予算書、決算書作成は時間内のできるものではございません。また、住民課で言いますと、住基業務でございます。これは月末に必ず処理しなければならない業務もありますので、これについても時間内では無理であるということで、超勤の対象となっております。その他、税の賦課時期につきましても、短期間で賦課作業をしなければならないということから、多くの時間外ということで費やしております。また、福祉関連で言いますと、検診業務ということで、これは早朝から始まるものや休日等で行うものもあります。教育委員会関連では、それぞれイベントは時間内・時間外で行う事業が多くあります。これらは恒常的に年度内である程度予定しているところですが、特に昨年は新たなイベントに費やす時間外勤務が多く含まれております。また、会計検査等があればその対応ということで、書類整理は時間内でこなせませんので、時間外でしなければならないということで、平成25年度の時間数については昨年より27%増となっているところでございます。これらの中にはある程度予算に合わせてというお願いをしているところですが、昨年実施された国家公務員の人事院給与削減につきましても、一般会計で1,300万円の他約2,300万円の給与削減ということもあり、これを加味して理事者と協議した結果、本年度やった分については、100%支給するという進めさせていただいた結果、このような額の内訳となっているということです。ご理解いただきたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の説明で中身は分かったのですが、1つ解せなかったのは時間外勤務をやった分は、その都度年度末、労使交渉で満額支給になる、何割支給になるということが、恒常的に行われているのかということ。もう1点は、先ほど色々経常的にかかるということを言われていましたが、それは基本的には予算で見ているものではないのか。先ほど言われた新たなイベント等は年度で特に増えた分や会計検査など予測不能で増えた分は理解できる

のですが、本来の恒常的な部分で計上しているところは、当初予算で盛り込んでいないのか。その分の何割ということをやっているのか。2点についてお伺いします。

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 久慈 富貴 職員との協議では組合という組織がありますが、その中では待遇面の話し合いはされております。町の方針として職員の総体時間外枠として約5%、900数万円で見えており、その中で何とかおさめていただきたいというお願いをしているところでございます。それについては、毎年、組合との交渉で進めており、オーバーした分については、お願いというかたちで支給率が100%に満たないということもございます。その中で職員に削減をお願いしているところでございます。今、申し上げたとおり総体枠5%、900数万円という予算で、新たなイベントに対して予算を見ているのかということですが、特にその分の積み上げとして考慮しておりません。新たなイベントが発生したからその分時間数がかかるから、この予算を新たに見ようという組み方はしておりません。全て含めて5%枠でお願いしたいというかたちで積算しているということですので、ご理解願いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 この枠については、9月決算委員会で時間外勤務手当の臨時的問題も含めて配置や業務量に関係してくると思いますので、先の9月決算委員会で議論したいと思います。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程7番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）

○ 議長 笹木 英二 日程7番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

この専決処分につきましても、承認第2号と同様に年度末を迎えてのものであり、予算を最終的に整理するものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

3 歳出です。1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 施設管理費 8 6 万 2,000 円の補正減について、1 1 節から 1 3 節の内容のとおりです。市北、市南にあります 2 つの処理場の管理経費の補正減でございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程 8 番 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定）

- 議長 笹木 英二 日程 8 番 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、今回、専決処分といたしました月形町税条例の一部を改正する条例は、平成 26 年 3 月 31 日法律第 4 号をもって交付された地方税法の一部を改正する法律による関係部分のうち、平成 26 年 4 月 1 日施行分に伴います条例の改正でございます。改正の内容として附則第 6 条は、住居用財産の買え替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越し控除の改正であり、国の通知に基づき規定を削除させていただくものでございます。附則第 6 条の 2 は、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越し控除の改正であり、これにつきましても国の通知に基づき規定を削除するものでございます。附則第 8 条第 1 項は、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例の期間を 3 年間延長するもので、条項中の平成 27 年度を平成 30 年度に改

めるものでございます。附則第10条の2は、新築住宅用に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者が、すべき申請の改正であります。一定の要件を満たす耐震改修が行われた建築物等に対する固定資産税の減額措置に関する規定を追加するものでございます。164ページ、附則第17条の2は、有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例期間を3年間延長するもので、第1項及び第2項中の平成26年度を平成29年度に改めるものでございます。附則第21条第1項の改正は、移行一般社団法人等の非課税措置の適用を受けようとする者についての規定を改めるものでございます。附則第21条第2項は、法改正に合わせて移行一般社団法人等にかかる非課税措置を廃止するものでございます。附則第21条の2は、法改正に合わせて引用条例を改めるものでございます。附則として、第1条は、施行日を定めたもので平成26年4月1日から施行するものでございます。また、第2条で町民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置を規定させていただいております。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第32号 平成26年度月形町一般会計補正予算（第3号）

○ 議長 笹木 英二 日程9番 議案第32号 平成26年度月形町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳入です。18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金2,595万1,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。平成25年度会計からの繰越財源の補正でございます。前年度からの繰越金が先ほど専決処分では申しあげましたように6,900万円ほど発生するのではないかと見込んでおられるところであり、今回の補正で3,182万5,000円の繰越金となったわけ

ですが、現段階で3,700万円ほど留保しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

3 歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費106万7,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。本年4月19日、20日名誉町民の町葬の執行残でございます。5款 労働費 1項 労働諸費 1目 労働諸費425万3,000円の補正増について、13節の内容のとおりです。今回の補正予算につきましては、本年5月9日に空知総合振興局から事業採択の内示があったため補正させていただくもので、本年度から緊急雇用創出推進事業に新たに地域ひとづくり事業が創設され、今回本町の事業としては、月形町地域福祉人材づくり事業の委託業務を予算計上させていただきました。この事業の委託先としては、この事業の要件であります社会福祉法人を予定させていただいており、事業内容としては、職場体験実習前に介護ヘルパー初任者研修で資格を取得させ、新規職員の専門性の向上を図り、また、新任職員のマナー研修や介護研修会に参加させ、福祉専門職としてのスキルを高めることとしております。事業の委託期間としては、本年7月上旬から来年3月末までを予定させていただいております。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費474万5,000円の補正増について、19節の内容のとおりです。経営所得安定対策直接支払推進事業では、GPS測量システム分を予算計上させていただいております。経営体育成支援事業では、融資主体型補助事業ということで、一法人の農作業用機械2台分を予算計上させていただいております。7款 商工費 1項 商工費 3目 ふるさと公園費2,695万9,000円の補正増について、13節、15節の内容のとおりです。工事請負関連で保養センターの給湯配管等の改修工事並びにはな工房ボイラー取替等改修工事を予算計上させていただきました。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費11万3,000円の補正増について、19節の内容のとおりです。雁里から通学する小学生1名分の通学費を補助するものでございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 27ページ、皆楽公園整備事業、保養センター給湯配管等、はな工房ボイラー取替等改修工事ということですが、当初予算に計上しなかった理由をお伺いします。改修計画は年次別にある程度想定されていると思いますので、詳しい内容はよろしいですが、特にはな工房など温泉近辺は年数も経っていますので、そのあたりの改修予定はどのようになっているのか、2点についてお伺いしたいと思います。

- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 ご指摘のとおり、この改修工事につきましては、当初予算で原課として予算要求をしていたところですが、先ほどから議論になっている平成26年度当初予算において予算不足が生じるということで、目途が立った時点で補正を上げるということで、今回補正させていただくということでございます。今言われるように年次計画でということですが、電気工事等々もほぼ終わってききましたので、現在この部分が緊急的に取り組まなければならない工事でございます。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 当初予算で要求していたけれど財源不足からこれが計上されなかったということですが、先ほど一般質問でもありましたが、単年度つまりその時々々の収支に合わせて今まで動いてきたということがあると思うので、それが今、国全体で地方財政のあり方を見直しされていることがあると思います。私たち議員は計上されたものが適切かどうかということとは分かりませんが、計上されないものは当然議題にならないし、判断のしようがないわけです。そういう意味では、限られた予算になります。もう少し長期的、特に固定資産など必ず将来改修が必要になってくるものについて、私たちに情報をもう少し知らしめてほしいと思います。それについてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 課長が答えることではないと思います。今後における既存施設の維持管理は、私たちの町では大命題になっているところです。公営住宅入れ替えを含めて維持管理、建てる、そしてイニシャルコスト、ランニングコストがかかってくることを明確にしてこなかったことは事実でありますから、今後における修繕料につきましては、しっかり計画して各課共通認識をしながら、議員の皆さんにもお知らせしながらやって行きたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 今、なぜ、このようなことを申し上げるかと言いますと、過去に国のきめ細やかな景気対策で細かな補正事業があったと思いますが、それを活用して皆楽公園なども改修した経過があったと思います。今後はどのようなことになるか分かりませんが、もしもそのような国の事業が出てきたとき、こちらで準備していないと何を乗せていくか判断できないと思いますので、それはぜひ取り組んでいただきたいと思います。もう1点、先日、監査委員研修に水道議員の立場で出席しましたが、その中で固定資産の経理方法の見直しをかけているということで、今、町長が答弁されたような固定資産の施設の改修長

寿命化が、これからの地方財政の大きな問題になると言われております。私にもわか勉強で内容を理解していませんが、それは既に町村に基本的方向性が下ろされていると聞いていますので、進捗状況を教えていただきたいと思ひます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 ただ今の質問は、公共施設ストック計画と思われますが、それは今年示されました。それにつきましては、道路、河川全ての建物を含む公共施設ということでございます。その計画を立て順次、計画に沿って維持管理をして行かなければならないだろうということを国が示したということから、町村も平成28年度までに作りなさいという国の指導が先般されております。まず、橋梁については、ストック計画を持っていますし、道路についても今年の当初予算で道路ストック計画ということで、路面等の調査に入る。また、公営住宅についてもストック計画を持っております。持っていないものは先ほどからご指摘の公共施設で、これについては、先ほど町長が答弁したように作って行かなければならないと考えているところでございます。それと臨時交付金についてですが、民主党政権時代に記憶では5億3,000万円ほどが3箇年で付いたということで、確かに住宅の維持管理費、修繕費などが充てられたので、使い勝手のいい臨時交付金でございました。ところが自民政権になってからは、ある程度建設事業に対応できる起債対応事業でなければ交付金は充てられないということで、昨年は耐震改修工事に充当させていただいたということでございます。それと冒頭で申し上げました公共施設のストック計画ですが、残念ながらうまみのある起債は受けられないということで、一般公共債、地方交付税の跳ね返りがないものという財源でございます。それが今後少し変わってくれて、過疎債や色々なものに対応できる計画であればと願っているところでございます。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の質問と同様で、皆楽公園整備事業ですが、先ほど課長の説明から当初予算に要求していたけれど外れて今回提出されたということですが、これは満額単費、一般財源でやるということで、先ほどのストック計画も含めてそれを作った上で、その後、単費であればいつでも事業はできるので、そういうかたちで事業を展開していくことはできないのかという疑問があるのですが、それはいかがでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 いつでもできるからこそ6月補正をさせていただいたということでございます。確かに3月で予算計上すべきでしたが、平成25年度約2億円の繰越金が発生する中で、財調5,000万円、公有財産整備基金1億円についても、今後の修繕に充てて行かなければならないという考えでございます。今回につきましては、平成25年度決算状況を見て補正予算を上げさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思ひます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 なぜ6月定例会に上げたのかということではなく、今年度予算ではなくて来年度当初予算までにストック計画など長期的展望を持って計画して来年度当初予算に上げることも可能であると思ひのです。あえて今これが早急にということ、先ほど緊急性があるということも少しありましたが、はな工場のボイラー取替工事はどんな工事を予定されているか分かりませんが、はな工場の使用頻度や活用などでボイラーを一気に取り替えるなど工事の中身の様式なども将来的な活用スタイルが決まった上で予算を付けていった方が、より効率的な予算ができるのではないかと。当初予算で撥ねたのであれば、いっそのこと時間ができたのだからきちんとした計画を持って来年度予算に組み込むことができるのではないかと考えたわけですが、その点についてお伺ひします。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 誠に言われるとおりでであると思ひます。しかし、今回の2本につきましては、保養センターについては、昭和62年に建設されたわけでございます。今まで配管については、部分的な修繕を行って、だましながら使用していたと言つては語弊があるかもしれませんが、その都度、パッチを当てて配管の修繕を行っていたわけであります。ただ36年経過する中で腐食箇所が多くなつてきているということで、緊急性がある中で今回上程させていただいたということ、ご理解を賜りたいと思ひます。また、はな工場のボイラーにつきましては、平成4年度に建設し今回取り替えるボイラーは暖房・冷房に使う空調ボイラーでございます。これにつきましても22年経過していることから、メーカーの部品も今は入手困難な中での予算計上ということで、ご理解賜りたいと思ひます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 説明は理解できましたけれども、楠議員も言つていたように長期的な計画を提示しながら説明を進めていただきたいと思ひます。もう1点質問させていただきます。23ページ、労働諸費、緊急雇用創出業務ということで、先ほど地域福祉人材育成ということで、中身も少し説明がありましたが、この425万3,000円の中身として社会福祉法人が対象と

なるということでしたが、これは単独法人に対して直接事業をやるのか。それとも複数の社会福祉法人が組合などを作るかたちでこの事業を請け負って、そこにいる対象者を育成していくのか、お伺いします。

- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 今回の事業につきましては、事業主体が月形町社会福祉協議会でございます。その中で2名の職員を採用いたしまして先ほど申し上げましたように専門性を高めるための研修を行って、資格取得を目指すというところでございます。内容については、2名分の人件費、研修費ということで、1人当たりの人件費、研修費が212万6,000円、これの2名分ということでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 最初の説明で社会福祉法人ということだったので、分からなかったのですが、今、社会福祉協議会が受入れ先ということで、理解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 議案第32号は、原案のとおり可決することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午前11時54分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。（午後 1時30分再開）

◎ 日程10番 議案第36号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程11番 議案第33号 平成26年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 笹木 英二 日程10番 議案第36号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程11番 議案第33号 平成26年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案第36号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、改正の主な要旨を申し上げますと、平成26年度の国民健康保険税の試算を行った結果、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の各区分共に財源が不足する見込みであるため、保険税率の改正が必要になったこと。また、地方税法の改正により課税限度額の引き上げ、保険税軽減対象世帯の軽減判定所得の引き上げ、国民健康保険税の課税の特例についての改正をお願いするものでございます。改正内容として事前に配付させていただいております議案第36号の説明資料に基づきまして説明させていただきます。

説明資料により説明する。

議案書64ページ、附則第4項以降の改正につきましては、地方税法が改正されたことに伴い国民健康保険税課税特例について改正させていただくもので、改正の主な概要は、金融所得課税の一体化に伴う向斜配当の課税方式の変更でございます。一般株式等にかかる譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等を分離課税すること。また、向斜配当の利子及び譲渡損失など並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲を拡大する法改正が行われたことによります改正でございます。

議案第33号 平成26年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

補足説明

2 歳入 1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税1,154万8,000円の補正増について、1節から3節の内容のとおりです。保険税率改正に伴う現年分保険税の補正増でございます。2目 退職被保険者等国民健康保険税22万8,000円の補正増について、1節から3節の内容のとおりです。先ほどと同様の理由でございます。5款 前期高齢者交付金 1項 前期高齢者交付金 1目 前期高齢者交付金862万9,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。交付決定通知に基づく補正減でございます。9款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金500万円の補正増について、1節の内容のとおりです。財政調整による繰入金の補正増でございます。

3 歳出 3款 後期高齢者支援金等 1項 後期高齢者支援金等 1目 後期高齢者支援金115万5,000円の補正増について、19節の内容のとおりです。納付額決定通知による補正増でございます。10款 諸支出金 1

項 諸費 2目 過年度返納金580万2,000円の補正増について、23節の内容のとおりです。前年度返納金の精査による補正増でございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 国保の税率改正が今回あるわけですが、その要因として財源不足ということでしたが、財源不足の要因はどのようなところにあるのでしょうか。詳しく言いますと、本年度の税収が昨年度の割合でやっていた税収そのものの町民の所得がおちたことによって税収が減っているのか。あるいは、過年度返納金の収支が比較的良好だったので返納金などが発生する。あるいは、補助金が減額されることによって最終的には財政不足など様々な要因があると思いますが、そこを詳しくお願いします。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 財源不足の大きな要因といたしましては、歳入につきましては、前期高齢者交付金額確定による862万9,000円の減額でございます。また、国の普通調整交付金の減額による78万6,000円の減額でございます。歳出につきましては、医療給付費は変更ありませんが後期高齢者支援金115万5,000円、介護納付金41万4,000円それぞれ納付額の確定により増額となっております。過年度返納金納付の増が見込まれるということで歳入の財源不足、歳出の増ということで、今回、保険税を上げたところでございます。課税標準額につきましては、平成25年度当初と平成26年度を比較しますと、所得、資産とも平成26年度は減少しております。主に医療給付費分、後期高齢者支援金課税標準額が所得割8.7%減、資産割9.5%減となっております。また、介護納付金課税標準額が所得割1.2%、資産割5.6%減少しております。合わせて被保険者世帯数についても減少しているところでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 聞き取れなかったところがあるのですが、課税標準額の所得割、資産割とも昨年より減っていると言った後の割合について聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 聞き取れなかったということで、課税標準額を平成25年度当初と比較しますと、所得割、資産割ともに減少しております。医療給付費分、後期高齢者支援金課税標準額につきましては、所得割8.7%減、資産割9.5%減でございます。介護納付金課税標準額につきましては、所得割1.2%減、資産割5.6%減少しております。合わせて被保険者世帯数に

についても減少している状況でございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、説明していただいたので、聞き取れました。今の説明ですと、特に歳出で後期高齢者分と介護保険分が増えているような感じであると聞き取れたのですが、今回、税率改正時に応能割の医療給付費分は変わらないですが、応益割はかなり変更になるようなかたちになっています。基本的に応能割と応益割は、5対5になるように調整するかたちになると思いますが、一見バランスが取れているか不安になるような税率改正だったわけですが、そこはどのようにしているのか。先ほど言ったように医療費以外の後期高齢者支援分、介護保険支援分の税率の関係が不足しているけれども、この分の税率アップで十分賄えるということですか。2点についてお伺いします。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 少し御聞き苦しい点があったこととお詫きさせていただきます。今回の保険税率改正の考え方ですが、医療給付費分につきましては、実は前年度大きく引き上げたことを考慮して、応能割、応益割のバランスを考慮しながら、応能割を引き上げたということでございます。合わせて後期高齢者支援金分と介護納付金分につきましては、応能割、応益割のバランスを考慮しながら50対50が通常ですから、応能割を引き上げさせていただいております。なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分につきましては、平成23年度税率改正から3年間据え置いていることもあり、応能割、応益割それぞれ引き上げさせていただいているということでございます。それと、先ほど大きな要因ということで、歳入については、前期高齢者交付金の確定に伴う862万9,000円の減額が大きなものです。歳出につきましては、介護納付金41万4,000円ですので大きなものは後期高齢者支援金115万5,000円が支出増、合わせて過年度返納金580万2,000円の増が大きなものでございます。今回、保険税を引き上げさせていただく増加分としては、1,177万6,000円で、歳入、歳出バランスを取って財政調整基金から500万円の繰り入れをいただき補うこととして今回、予算を組んでいるということでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 税率の細かなところは理解しました。それで、今回財政調整基金を500万円補正で取り崩すわけですが、基金の残高がこれくらいになるのか。基金については、改定の積立基本のようなものがあって、うちはかなり減ってその分積み上げも必要ではないかということもあったと思いますが、そこはどのように考えているのでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

- **住民課長 清水 英俊** お答えいたします。基金積立金については、平成26年3月末現在3,411万9,131円、基金積立金のルールですが、過去3箇年における保険給付費の平均額の5%以上に相当する額を積み立てるということで、本町の場合は2,099万7,000円以上の積み立てということになります。
- **議長 笹木 英二 宮下裕美子君**
- **議員 宮下 裕美子** 平成26年3月末現在3,411万9,131円ということで、今回補正前と補正額を合わせて1,000万円となりましたので、2,411万9,131円ということで、かろうじてルール分はクリアしているという認識でよろしいですか。
- **議長 笹木 英二 住民課長**
- **住民課長 清水 英俊** 今、言われたとおりでございます。
- **議長 笹木 英二 宮下裕美子君**
- **議員 宮下 裕美子** 了解しました。
- **議長 笹木 英二** 他に質疑ございませんか。

- **議長 笹木 英二 楠 順一君**
- **議員 楠 順一** やむを得ないことであると思うのですが、午前中の傍聴者にこの話を聞いてもらった方が良かったのか、あるいは聞いてもらわないで良かったのか分かりませんが、大変なことであると思います。それぞれ3つ説明されていましたが、3つ合わせると最高額月81万円、昨年より4万円も上がるのです。4月に消費税もアップして町民の家計も厳しい中で、これもまた上がるということになると、制度としてきちんとなっているものだからあまり動かせないことは想像がつくのですが、これを黙ってそうですかというわけには行かない気がして、あえて質問するのですが、当初予算で先ほど問題になっていた前期高齢者交付金が1億846万1,000円となっていますが、前年の当初予算9,200万円だったものが大きく計上されて、それで今回すぐに補正ということは、どのような経緯なのか、お伺いします。
- **議長 笹木 英二 住民課長**
- **住民課長 清水 英俊** お答えさせていただきます。なぜ、前期高齢者交付金が下がったのかということですが、前期高齢者交付金は本年度の概算交付金に前々年度の精算交付金を合算して計算されます。本年度の場合、平成26年度の概算額と平成24年度の精算額の合算による額となります。平成24年度の精算分が比較的多かったために交付額が減少したものですので、ご理解いただきたいと思います。
- **議長 笹木 英二 楠 順一君**

- 議員 楠 順一 そのような算定式に基づいてやられているからやむを得ないと思いますが、やはり当初予算になくて6月に補正して4月からさかのぼってもらわなければならないということになると、町民もそれぞれ予算を組んで家計をやっているので大変であると思うので、難しいとは思いますができれば当初から予算をきちんとだしていただく方が町民もいいのではないかと思います。これはこれ以上話をして仕方がないのですが、午前中の説明で国保会計が市町村から道へ移行して広域化するということがありましたが、こういう状態で市町村が維持して国保会計を持つことは限界に近いと思いますが、道に移行する見通しはどのような状態にあるのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 以前から国は広域化を進めると言っておりますが、その動きについて説明させていただきます。少しずつではありますが広域化に向けた準備は進められております。医療費を広域内で実質平準化するため平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象医療費が全ての医療費に拡大されます。また、道では保険税率の仮試算の作成が実施されており、試算後に平準化に向けた作業が行われるという予定であると聞いております。年2回ほど開催されます市町村連携会議で広域化に向けた情報が得られると思いますが、今のところ下準備は進められておりますが、特に大きな動きはないという状況でございます。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 1時54分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。 (午後 1時55分再開)

- 議長 笹木 英二 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 また、道になるのかということにつきましては、現在のところはっきりしていない状況であると聞いております。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 これについて、これ以上の質問をしても仕方がない気はするのですが、やはり、早く次の対応をしてもらわなければいよいよどうしようもなくなっていくと思うので、町長あたりが強く主張して行かなければならないと思います。やはり方向を決めてこれからどのような状況になるのかということは目に見えていますので、それを市町村から主張していただきたいと思います。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

ます。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号及び議案第33号は、原案のとおり可決することといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第34号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程12番 議案第34号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の内容を申し上げますと、平成26年度末で月新水道企業団採用の職員1名が定年退職することとなり、欠員については町派遣職員を充てることとするため、第2条第7項中にあります同企業団に派遣する職員の定数「2人」を「3人」に改正するものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下 裕美子 月新水道企業団の規約がどのようになっているか分からないのでお伺いしたいのですが、今回月新水道企業団採用の職員が定年退職するという事で、業務量は同じなのでどこからか補充するという事になると思いますが、それは月形町職員の派遣という事でなければならないのか。月形と新篠津両方の議会を持って運営しているところで、新篠津側からの職員派遣ということは考えられないのでしょうか。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 当然、考えられます。しかし、私ども新篠津村と協議を進めさせていただきました。その結果、新篠津側からの職員派遣はないということで、月形にお任せしますということです。月新水道企業団独自で採用すればいいのですが、今は職員を求めても来ない時代になっております。それ

より町で採用する、つまり、町で採用することになると空知町村会と合同で採用試験を行うことになり、各自治体で面接試験をやることとなります。そちらの方が職員を求めやすいということで、町からの派遣を2名から3名としたいということでございます。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、理由は分かったのですが、月形から3名派遣することになると、新篠津村議会との関係で職員の給与、手当など今まで月新水道企業団独自で職員を抱えていたわけですが、その分を月形から出向となると給与等の負担はどうなるのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 現在1名が月新水道企業団採用の職員、後の2名につきましては、町からの執行職員となっており、3名とも企業団の会計で支出されていますので、うちが派遣しても一般会計の人件費を持ち出すことはございません。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、2名から3名に改定するというので、採用そのものは来年度からということで、よろしいですか。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 今年度職員採用試験を行って、来年4月1日から新しい職員ということになるかと思えます。ただ、新しい職員が月新水道企業団に派遣になることはあり得ないかもしれません。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。

(平田議員 午後 2時 1分退席)

- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 関連でお聞きしますが、月新水道企業団での採用は募集してもいないものなのか。それとも過去にやった例があつてダメという判断をしているのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 実際に現状を聞いたところ、月新水道企業団ばかりではなく、他の企業団についても募集しても応募がないということで、今回町職員に切り替えたということで、ご理解を賜りたいと思えます。

(平田議員 午後 2時 4分入室)

- 議長 笹木 英二 金子廣司君

- 議員 金子 廣司 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり可決することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第35号 月形町民保養センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程13番 議案第35号 月形町民保養センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、保養センターにつきましては、株式会社オオタが平成24年4月1日から5年間ですが指定管理者として管理運営をしているわけですが、本年4月1日からの消費税増税また諸物価の上昇、特に燃料高騰により仕入額が上がってきている状況から、今回利用料金の改正をお願いするものでございます。改正の内容として別表入館料の項利用料金の欄中「500円以内」を「600円以内」に改めるものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 利用料金を500円から600円に値上げするという
ことで、近隣の同じような保養温泉などの利用料金を見たのですが、浦臼400円、新篠津600円ということで、価格改定が経営に反映されているか分かりませんが500円が多いと感じていましたが、いずれにしても経営が苦しいからということであると思いますが、値上げがそのまま経営改善につながるのか、特に水道料金や電気料金などの公共料金と違って値上げしたために入館者の減少につながるなら何にもならないと思うので、そこを指定管

理のオオタでどのような計画、予算を持っているのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 大変、難しい問題であると思っています。利用料金の値上げが経営改善につながるのかということですが、この値上げにつきましては、オオタから昨年12月くらいから申し出があったわけですが、すぐに値上げしてほしいということでしたが、平成25年度の決算を見てからもう一度、検討しようということで、決算書を提出していただき検討させていただいたところでございます。ざっくりばらんに平成24年度と平成25年度の比較で申し上げますと、平成24年度決算につきましては、170万円程度の純損失でしたが、平成25年度につきましては、1,200万円の損失があったところでございます。売り上げにつきまして平成24年度と比較して800万円の落ちという状況でございます。経費で特に水道光熱費が前年度と比較して450万円の増ということで、これがマイナスとプラスでちょうど1,200万円の赤字になるわけでありまして、その中であって、先ほど説明があったとおり温泉の燃料費がゆりかごの重油だけで前年比220万円増額となっております。温泉入館者が減少しているということで、300万円程度の売り上げのマイナスとなっているということで、温泉で500万円の要因があるわけでございます。かつて温泉がリニューアルしたときは、平成10年には22万人が入館されていましたが、平成25年度につきましては、8万2,000人という状況となっております。当時は売り上げも温泉だけで1億円を超えた時代もありましたが、現在3,100万円という状況であります。公社時代は温泉入館者の売り上げで他の赤字部分を補填していた状況でございました。しからば今の指定管理の中では独立採算ということでやっておりますので、町から町費を投入する契約になっていませんので、そういうことも適うのであれば少し経営改善になると思っておりますが、そのようにならないということで、何とか宿泊部門等の料金を上げないでとりあえず温泉料金だけ改定させていただき、何とか頑張っていきたい。PRにも努めて集客を図って行きたいということでございます。ご指摘のように値上げすることによって逆に温泉の集客が減るのではないかという心配もあるかと思いますが、今年4月から色々な策を打ちながら集客を目指しているところですし、今しばらくどのような方向に進むのか見守って行きたいと考えているところでございます。また、住民サービスで色々特典を付けて、今までやっていたポイントサービス等を充実しながら、住民には大きな負担にならないように進めて行きたいと考えていますので、宜しくご理解いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 いずれにしても厳しい状況には変わらないと思います
が、一時1億円の売り上げがあったということで、それはある意味やむを得
ないことで、新しくできた当初はお客が入るのは当たり前で、それが段々減
っていくということは商売をやっている以上は宿命ですから、それに対して
どのような手を打っていくのかということが大事であると思うのです。60
0円に値上げするにしてもそれに対して温泉のエリアをどのように活性化し
ていくのかということが、オオタという指定管理業者だけの問題ではなく、
振興公社も色々な事業をやっていますし、町内関連する事業者も温泉エリア
での経済活動のウエートをかなり占めていると思います。月形町の観光施設
として、ある意味月形町の顔として位置づけているのであれば、これをどの
ように活性化していくのかということが、大きな課題にならないかならな
いと思います。それについては、予算委員会でも触れましたが、それが出て
こないということで業者も苦渋の策で賢い選択ではないけれども、値上げせ
ざるを得ないということになっているのではないかと思います。住民サービ
スで補填したからいいということではなく、皆楽公園エリアをどのようにし
ていくのかという基本的なビジョンを持たないとダメであると思いますので、
このようなことが積み重なっていずれはどうにもならなくなってしまうこと
を危惧するのですが、それについて今後どのように検討されていくのか。当
然、振興計画でも検討されていると思いますが、しっかり考えていただきたい
ということで、どのようなことを検討されているか、現在、答弁できる内
容でいいので、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 2時13分休憩)
(金澤議員 午後 2時14分退席)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。
(午後 2時14分再開)

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 楠議員の言われることは、もったもなことであり
うことで受け止めなければならないと思っております。もちろん、皆楽公園
エリアが私たちの町にとって観光資源であることは、重々に承知している
ところでもあります。ただ、時代の流れでそれでは新たなビジョンを作っ
て目標に行けばというところは、現在、検討していないところでありま
す。かつてゴルフ場が月形町でも3つあったけれども、全部、閉鎖になり
ました。先ほど新篠津のことがありましたが、新篠津についてもゴルフ場
に近い温泉は今年度11月をもって閉館するという状況で、どこもが温泉
を含めた事業が

厳しい状況にあるのは、現実の姿として人口動態の変化が大きな状態になっていると考えているところですが、そういう意味では、総合的にもっとうちの町の歴史を含めて、しっかり魅力を発見していくところから始めなければならないと思っており、そのことは、熊谷正吉さんの樺戸監獄開拓のお話しなどお互いのかたちで今まちづくりを再度見つめ直し、魅力の再発見をしていると感じているところでもあります。このことについては、今後しっかりこれらについてもやっていきたいと思っております。目標数値として今の状況でこういうビジョンを立てたからここまで回復するという状況ではないと受け止めております。

(金澤議員 午後 2時15分入室)

- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 現実として厳しい捉え方をしなければならないことは理解するところで、どこの町村もあのような施設について苦しんでいる現状であると思えます。あのような施設が現にあって町の財産であり、これからも維持して行かなければならないし、あそこで経済活動をしている町民もいますので、厳しいけれどその問題に向き合ってほしいと思えます。今、答えがでないということも理解しますが、向き合う姿勢は必要であると思えます。むつみ屋が撤退してさみしい姿を見せることは、町民にとっても辛いので、そういうことも含めて皆楽公園エリアを今まで月形の顔として賑わせてきたわけですから、何とかするという姿勢を示してほしいと思えます。これについては、今、答えがでることではないので、同じ答弁であればよろしいです。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 私も楠議員とほとんど同じ意見で、今回の値上げについて、先ほど細かい経営状態も聞いたところ、指定管理者である以上、事業者の経営の足かせに町ができるだけならないで、自由な裁量を持てるようにすることも1つ町の役割であるので、そういう意味では500円を600円に上限をあげて、中身については、指定管理者先がどのように変更するかということになると思えます。しかし、もう少し工夫もできるのではないか。オオタが経営するようになって温泉の入り口がホテルに移行されて、温泉窓口が完全に灯りも消えて非常に寂しい状況になっているということを、多くの町民から聞いていて、そのようになると足を向けなくなる、行きにくくなるというお話しが数多くありますので、今回、値上げするにしても町民の意見を聞いて、そこが明るい雰囲気になにがしか足を運んで行けるようなちょっとした工夫として、例えば灯りを置いて誘導してくれるようなものなど、町としても何らかの

工夫、それから町民の意見をオオタが収集するのは、町外業者である以上、限界もあると思いますので、町の役場というところがうまく仲立ちになってできないかと考えますが、そのあたりの工夫については、いかがでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 今、ご指摘いただいたようなことについては、監査委員の随時監査や定例監査でもご指摘いただいているところで、その都度、オオタとの協議、私どもの思いや考え方をそれぞれ聞き取りながら、改善できるものは改善するというかたちで進めさせていただいているところでございます。温泉の入り口については、色々な方々から聞いており、その中で従来の入り口を開けなさいということもありますが、これについては、やはり人員配置の問題など経費節減ということから、今の体制でやらせていただくということでございます。今、宮下議員から質問があったことについては、今後、指定管理者と協議してまいりたいと思います。先ほど申し上げましたように料理が悪いなど色々なご指摘もいただいておりますので、それについてもご指摘いただいた都度、経営者にお話しをさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 金子廣司君

○ 議員 金子 廣司 今回、500円を600円にすることによって、赤字がきちんと改善されて、いい方向に向くからこの金額を提示していると理解しているのか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 抜本的な改善になるかどうか分かりませんが、先ほども申し上げましたように、宿泊部門、食堂部門は値上げしないで何とか頑張ろうということ。ただ、燃料費の高騰相当ぐらいは何とか値上げで賄って行きたいという考えです。また、経営改善につながるかどうかということは、視点が違うのかなと考えております。

○ 議長 笹木 英二 金子廣司君

○ 議員 金子 廣司 値上げしても効果が見えないということは、やる前から分かっているような答えですね。正直に言って、このような状況になって値上げするということは、先ほど楠議員も言ったと思いますが、決してプラスのいい効果は生まないと思う。逆に温泉に来るお客が離れると思う。こういう状況になったとき相談を受けているなら、ただ単に値上げするというこ

とではなく、この状況をどうしたらいい方向に持っていけるかということ、そこだけで考えるのではなく議会も含めて、最悪の場合は町長から今は無償で貸しているけれど、町民にも負担を求めないで何とか対策できないかという議論を我々とともにしてもよかったような気もする。オープンに話をして、値上げしたことがきちんとプラスになる。今回だったら悪いけれど100円値上げしたからといって決していい方向に向くことが見えないし、無駄なことをやっているような気がする。正直言って無駄なことで条例を改正するのであれば、賛成する気もないし、同じ提案するのであればきちんとこれが本当にプラスに向くという説明でなければ、今の課長の答弁だったら悪いけれど何も効果がないような感じのただ燃料が上がった、消費税が上がった程度のことであつたら、ちょっと違うのかな。もう少し、一步踏み込んだ根本的にそのエリアを何とかするというようなことであれば、ある程度、我々も痛みを持った判断をしなければならないと思う。そのために議会とともに議論しながらいい方向に持っていくようなことを議論した上で、これが提案されるのであればいいけれど、唐突に出されても理解できないというのが現状ですが、それをどのように考えるか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 ご指摘のとおりであると思いますが、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律がございます。この法律は公衆浴場が減少する中で住民そのものの利用機会の確保を図って、公衆衛生の向上及び増進及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とするということで、法律第3条には国及び地方公共団体の任務というところで、公衆浴場の経営の安定を図る必要な事項を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用機会の確保に努めなければならない。当然、月形町が設置する公衆浴場でございますし、いまだ自宅にお風呂の無い方もたくさんいて、それらの方の利用がされている施設でございます。そういう観点から、やはりこの施設を何とか継続して行かなければならないということで、法律第6条には地方公共団体は、公衆浴場についてその確保を図るために必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるものとするという配慮規定もございます。かつて町内に銭湯があつた時代には、経営が厳しいという状況で、確か本町から衛生費で40万円程度の年間助成をしていたと記憶しております。ご案内のとおり指定管理ではゆりかご、宿泊部門を含めて全体で経営を任せているところで、町費を投入しない契約となっております。ですから現在の契約では助成という形態は取れないと判断するところで、従って第3条の経営の安定を図るための必要な措置として値上げはやむを得ないものと現状で判断したところでございます。議員のご指摘のように抜本的に更に先ほど申し上げた第6条の

助成ということも、今後の検討の課題として考えて行きたいということで、助成によって町民負担が軽減できるとすれば、そのことが何よりということでございますので、とりあえず600円以内というかたちで今回、提案させていただきますところですが、今後は町費を投入して住民負担を更に軽減できる方策も考えて行かなければならないと考えるところでございます。

○ 議長 笹木 英二 金子廣司君

○ 議員 金子 廣司 今、課長が言ったことは、そのとおりです。そのとおりのことをなぜ今回、我々に相談しなかったのかということですか。今これをやっても何にもならない。そうでなく、やはり町民に負担を求めないで、更に有効に利用してもらう方向に今そこまで法律があるなら、それを我々ときちんと議論して、いい方向に向くようにして提案してくるべきではなかったのかと思います。ちょっと残念でならない。そこまでの考え方を持っているのであれば、確かに今の管理では町からお金を出せないかもしれないけれど、経営が大変であればなおかつ消費税も上がった、燃料も高騰しているのなら、なおさらそこを守ろうとしたら町が手を出すしかない、当然、議員もそういう考え方を持つはずですか。そのように前向きなものが町民にとって幸せなのかということ念頭にいたら、今、課長が言われたことになってくると思う。ただ端的に100円値上げするというレベルではなく、もう1歩踏み込んだ議論を我々できななかったのか、非常に残念でならない。これ以上質問してもどうにもならないですか、今回のこれは正直言って難しいというのが、私の考え方です。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮元哲夫君

○ 議員 宮元 哲夫 料金とは別で関連で質問したいと思いますが、保養センターの実質的な経営者。我々の認識ではオオタ総業に指定管理者として管理を任せていますが、オオタ総業と小形さんという名前がちょこちょこ私たちの耳に入ってくるのですが、オオタ総業と小形さんとはどのような関係になっているのか。経営者はオオタ総業に管理委託していますが、小形さんが施設を支配しているような感じを受けるのですが、そこはどのようなになっているのか、説明していただきたい。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 私が承知しているところでは、オオタ総業ではないと思いますが株式会社オオタという会社ですが、その小形というのは従業員ということで、月形の総括本部長という立場ということで認識しております。

- 議長 笹木 英二 宮元哲夫君
- 議員 宮元 哲夫 株式会社オオタの従業員が小形さんということですね。従業員に聞くと経営者が変わったようなことを言っているのですが、それも疑問ですが、今現在、やっている小形さんはかなり接客トラブルを起こしているのです。それは町長の耳にも入っていると思いますが、そういった事例を知っていながら今回の改正で今後の集客が望めるかどうか。大変、難しいと思います。それとこれだけ月形温泉の評判を落として、うまくいかなかったから私たちは撤退しますということもあり得るわけですが、そういうことを事前に食い止めるために町として何か手出しできないのか、それをどのように考えているのか、お聞きいたします。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 月形地区の総合責任者としての小形氏の立場は理解しているところですし、ここ最近何回もいわゆる事象としてでたものについては、私もしっかりその思いを小形氏には伝えているところでもあります。ただ、そこで改善できないということであれば、私たちは小形氏と契約しているのではなく株式会社オオタとの契約でありますから、その社長と話をしなければならぬということについては、感じているところであります。現在の市町村が持っている温泉施設のほとんどについては、指定管理者制度にしているのが現実でありますし、私たちの町のように全くお金を伴わないかたちでやっている所もあるし、逆に数千万円のお金を払って指定管理をやっている所と2つありますが、お金をもらっていないうちのような形態でやっている所については、大変厳しい状況で評判を落としているというのが、私たちの町だけではなく、多くの所でそういう事例が見られているというのが、首長同士の話でもよく聞くことであります。今後5年間の契約で私たちの町は進んでいるわけですが、辞めたということになるとどうなるのかということも含めて、今後はこの料金体系だけではなく、本社、社長としっかり打ち合わせをしていくことを肝に銘じてやっていきたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 宮元哲夫君
- 議員 宮元 哲夫 このことはぜひ町長にお願いして、保養センターですから町民の唯一の憩いの場所になっていますし、町外からも来てお金を落とすという貴重な財源にもなっていると思います。それで一企業があの様な態度で評判を落として、うまくいかないから私たちは撤退しますということが、一番、困るので、そういう事態をいくらかも見ていますから、そういう事態にならないように事前に町としても手を打っていただきたい。それから、先ほど金子議員も言われましたが、このような問題、料金体系の問題などいきなり議題として上げてくるのではなく、前から分かっていたことな

ので、それを事前に議会と協議しながら、いい方向に持っていくというのが、自然の姿ではないかと思えます。今後とも宜しく願い申し上げまして、答弁はいりません。

○ 議長 笹木 英二 議案35号については、議員皆さん個人的にも非常に危機感を持っているのではないかと思えます。実際に商売をやっていてお客さんが減ったら何をやるかという、普通は値下げするのが基本です。値下げをして1人でも多くのお客を呼び込むというのが基本ですから、逆に値上げしてはたして皆さん心配しているようにお客が増えるのかという、減っていく一方であると思えます。そうなったときに本当に困る場面が出てくると思えます。確かに月形町がハイヤーに補助金を出して頑張ってもらっている。温泉もそういう施設ではないかと思うのです。だから事前に値上げするより町からの補助に対して考えがあったのなら、もう少し早めに議会へも相談した方がよかったのではないか。それで多くの議員が、たかが100円と言っても相当な負担になり、町民の反響はこれから出てくるものと心配するところでございます。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

○ 議員 大釜 登 経過措置として別表の規定により発行された回数券、年間券及び半年券の利用料金については、なお、従前の例によるとあるが、値上げした時は、これらも値上げとなるのか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 入館料1人当たり600円以内ということですから、かつての条例に回数券や年間券がありましたが、今は条例で指定管理者が町長の承認を受けて定める、これを変更しようとするときも同様とするという条文がございますので、今回の600円の範囲内というのも、改めてオオタから私どもに承認行為があるわけで、それが妥当と判断したときに承認するわけですから、今の考え方としては、従来の年間券、半年券は同額を維持させる考え方でございます。ただ、ここで附則を付けたのは、現在発行されている500円券については、7月1日以降もそのまま入れますということの附則でございます。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 2時40分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時50分再開)

- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 平田文義君
- 議員 平田 文義 それぞれ皆さんから発言があったところですが、この議案については、感心を持っているところでございます。この値上げについては、初めて聞いたところですが、温泉ホテルについては、悪い風評がすごくて、玄関が閉まっている、中では従業員が喧嘩していることは、町でも聞いていると思います。そんな中で値上げしたら町民の反響は大きいと思います。私も反対していますが、指定管理者に任せていて値上げについて話があったときに、経営するのにどれだけ自助努力したのかということをお調べしたのか、答弁願います。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 色々な面で節約に努めているところで、電気はLEDに変更、蛍光灯の間引き、コンセントをまめに抜くなど努力しているところで、電気料については、値上げしているにも拘わらず昨年度との比較ではマイナスという状況でございます。灯油につきましても、節約しているから逆に寒いというご指摘もありますが、ギリギリのところという中で、どうしても温泉のお湯を沸かす部分については、途中で止めるわけにはいかないので、燃料高騰分が上がってしまうということで、それ相応の努力はしていますが、値上げ分に追いついていないというのが現状ですので、ご理解いただきたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 平田文義君
- 議員 平田 文義 今、課長から答弁をいただきましたが、節約してもお客は増えない、値上げしたら減るのです。最近も正面の入り口が閉鎖している、お湯の温度が低い、夜は電気がついていなくて暗い、レストランは14時には閉まっているなどの苦情を聞いているので、このような問題があるときは、最終的に町がお金を出す気持ちでやらなければダメであると思っております。それには町民の皆さんの苦情はないと思っておりますが、悪い風評の中でいきなり値上げするならば、何のために値上げするのかということになります。気持ちとしては、値上げの議案は延ばしてほしいと思っております。オオタとの話し合いの中で営業関係について特別な提案をしたことはありますか。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 オオタを含めた営業の考え方、町議会議員の皆さんの考え方が食い違っていることは、重々、承知したと考えているところであります。オオタにはバスを利用してお客を呼び込んでくださいということで、やっているはずだったのですが、今、温泉を含めた環境状況というのは、極

めて厳しいわけでありますので、皆さんの腹の中で今後においてお金を出してももう少しいい状況にということであれば、今回のことは別として、5年間のオオタとの契約ですから、それを含めてしっかり見直して行かなければならないと考えております。

- 議長 笹木 英二 平田文義君
- 議員 平田 文義 あのエリアを利用したイベントなどを行って人を集めて利益の上がるようなことが必要だから、それを計画しながら考えていただきたいと思います。

- 議長 笹木 英二 これにて、議案第35号の質疑を終結いたします。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第35号は、原案のとおり可決することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午後 3時00分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。（午後 3時13分再開）

◎ 日程14番 議案第37号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

- 議長 笹木 英二 日程14番 議案第37号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明

計画変更の主な要旨を申し上げますと、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、過疎対策事業債の対象となる事業が拡充されたことに伴い事業の実施にあたりまして過疎債を利用したいという計画のため、過疎計画を変更しなければならないということで、変更の議決をお願いするものでございます。変更の内容を申し上げますと、議案書70ページから72ページまでは、追加変更になる計画を変更後というかたちで右側の欄にアンダーラインで記載さ

せていただいております。73ページから75ページにはそれぞれの概算事業費を同様に記載させていただいております。最初に現計画に追加する事業としては8事業あり、70ページ、計画区分2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、下段にあります橋りょうに橋梁長寿命化事業を追加、概算事業費5,700万円、71ページ、計画区分3 生活環境の整備、ゴミ処理施設に1つ目として一般廃棄物処理施設広域整備事業を追加、概算事業費1億6,411万5,000円、2つ目として一般廃棄物保管施設等整備事業を追加、概算事業費7,000万円、次にし尿処理施設に汚泥等受入施設広域整備事業を追加、概算事業費1,627万円、71ページ、計画区分5 医療の確保、過疎地域自立促進特別事業に地域安定医療確保対策事業を追加、概算事業費1億4,788万8,000円、72ページ、計画区分6 教育の振興、給食施設に学校給食設備整備事業を追加、概算事業費511万5,000円、次に集会施設、1つ目として公共施設耐震改修事業、札比内コミュニティーセンター耐震改修事業を追加、概算事業費6,250万円、2つ目として公共施設耐震改修事業、南地区広域集落会館耐震改修事業を追加、概算事業費1,860万9,000円を追加の変更をさせていただいております。次に現計画に搭載済みではありますが、概算事業費の変更を行うものとして、1事業ございます。74ページ、計画区分5 医療の確保、上段にあります医療機器等更新事業の平成26年、平成27年度の事業費を変更し、概算事業費7,996万7000円とするものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 過疎地域自立促進市町村計画の変更について、新たに71ページ、過疎地域自立促進特別事業の地域安定医療確保対策事業についてお伺いしたいのですが、これ以外の事業については資産に残るようなものあるいは事業そのものが確定しているものであると思いますが、比較的ソフト的な事業に対して過疎債が使えるということになっていると思いますが、ソフト事業ではどのようなルールで支出できるようになっているのでしょうか。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 ただ今のご質問ですが、いわゆる町立病院事業会計に対する一般会計の繰出しにつきましては、従前、準単費として一般会計から繰出しさせていただいております。昨年ですと8,500万円程度ということですが、この自立促進特別措置法は平成22年度に一度、法改正が行われ、これが平成28年3月31日までの6年、また、先般平成24年度に過疎法

の改正、これで期限が平成33年3月31日までということで、5年延長となっております。今回3月にも議員立法により過疎地域自立促進特別措置法の改正があったということで、過疎地域の要件の追加により、北海道地区については、新しく8市町村が過疎地域の指定を受けるということでございます。それに加えて今回、過疎地域自立促進事業債の対象経費も拡充になったということですが、過疎債のソフト事業ということで町立病院の過疎債につきましては、平成22年度に初めてソフト事業に対しても充当できるようになっておりました。私どもとしては、なるべく起債を借りないようにしていましたが、平成26年度からは、他市町村でも借りている所が多いということで、今回借りられるべく計画書に変更ということで載せていただいたということでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 借りられることになったことは分かったのですが、これは町の一般会計から繰出し分がそのまま全額過疎債を借入れの対象になるということですか。全体的なルール、ソフト事業ですと何かしらルールがあると思いますが、特別なルールがないのか。それから、過疎債を借りて運営していくとなると、その年の運営費の赤字分というのはちょっと変ですが、繰り出した分が返済までに相当長い期間掛かるので、ずっと積み増ししていくようなイメージがあるのですが、そこをどのように考えているのか。今まで単年度で明確に分かれていたものが、過疎債は後から返済するとき7割補助されますから町単費よりは有用なのは分かりますが、これを借りだすとどんどん積み上がっていく、かなりの部分終わりがなく積み上がっていくようなイメージを持っているのですが、それについて、町側として歯止めなどの考えがあるか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 病院のいわゆる過疎債の適用ということは、由仁町の副町長とお話したときに聞いたところでありました。うちの町でどうして対応しないのかということでは、起債対象としてやったとしてもそのことが忘れてしまうと、将来に負担を残すという判断で今まで使っていなかったということでした。うちの町では昨年は8,500万円でしたから、今後につきましては、これらを使いながらしっかりやるとしてもそのことが3割については、自己借金として残っていくことを理解しなければ、破たんにつながっていくと思いますので、そのことは重々、認識しながらやって行きたいと考えているところでありました。足りないところについては、副町長より答弁させます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 起債対象となる金額ですが、これはあくまでも国からの枠がありますので、決して全額借入できるものではございません。それとあまり借り過ぎると公債費率が高くなって公債費の借りの判断比率が高くなると、協議しなければ借入できないような財政債権団体につながっていくという状況でございますから、それを勘案しながら先ほど町長が答弁申し上げましたように起債を申請してまいりたいと考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 午前中の一般質問に戻ってしまうのですが、このようなかたちで病院のソフト部分の運営経費を、起債の対象にして実際にこのようなかたちで入れていくとなると、やはり将来的な展望をきちんとしていかなければ、先ほど公債費率が上がってしまうということですが、全体的にこれはうちの町のポイントとして重要なところになると思いますが、それが午前中の一般質問では触れないまま進んでいって、病院会計に対してそれほど言及もないままあったわけですが、これを借りだしてやっていくとなると、将来的な問題として厳しい状況が見えてくると感じるのですが、そこも財政推計などにすでに含まれているのか。あるいは今後それらを入れていくのか、その点をお伺いしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 今後の財政推計には一切入っていないことであります。私は過疎債のソフト事業費の医療費については、8,000万円を考えると7割だとすれば、5,600万円が国費投入されるということであり、決してそのことが私たちの町にとってマイナスになることはありません。それも含めて起債として残ってくる分は、しっかり認識しなければなりませんから、これは考え方では将来の負担に廻ってくる3割については、きちんと明確に積み増ししていくという意識がなければ、ダメであると考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 3割についてきちんと認識されるということですので、そこはぜひお願いしたいことと、財政推計などにはきちんとここが明記されて、将来的に示していただければと思います。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり可決することといたし

たいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 15 番 議案第 38 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

- 議長 笹木 英二 日程 15 番 議案第 38 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の規約変更の要旨を申し上げますと、道央廃棄物処理組合が新たに加わり、上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合が解散により、組合から脱退することから規約変更が必要となるため、地方自治法の規定により関係市町村との協議を行い、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては、別表第 1 の組織の上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合を削り、道央廃棄物処理組合を新たに加えるものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 38 号は、原案のとおり可決することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 16 番 議案第 39 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

- 議長 笹木 英二 日程 16 番 議案第 39 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の規約変更の要旨を申し上げますと、先ほどの議案第38号と同様、道央廃棄物処理組合が新たに加入し、上川中部消防組合と伊達、壮瞥学校給食組合が解散し、組合から脱退すること。また、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町、上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入と、赤平市が新たに滝川地区広域消防組合の構成団体に加入することに伴う脱会のため、規約の変更が必要となることから地方自治法の規定により関係市町村との協議を行い、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては、組合を組織する地方公共団体が規定されております別表第1に道央廃棄物処理組合を加え、赤平市、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合を削り、また、共同処理する事務及び共同処理する団体を規定されております別表第2の赤平市、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合を削って、鷹栖町、上川町及び道央廃棄物処理組合を加えるものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり可決することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程17番 議案第40号 財産の取得について

- 議長 笹木 英二 日程17番 議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の財産の取得につきましては、平成7年度に購入いたしました除雪専用車の更新をお願いするものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり可決することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程18番 同意案第2号 固定資産評価員の選任について

- 議長 笹木 英二 日程18番 同意案第2号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

これにつきましては、本年4月1日の人事異動により住民課長が移動になったため、後任の住民課長を固定資産評価員として議会の同意を求めるものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意案第2号は、この際討論を省略し、原案のとおり同意することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎ 日程19番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議長 笹木 英二 日程19番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

なお、現在、月形町には3名の人権擁護委員がおられますが、中條敏幸氏につきましては、1期目として平成23年10月1日から本年9月30日までが任期となっており、今回の提案につきましては、本年10月1日から平成29年9月30日までの3箇年ということであり、委嘱予定日の3箇月前までに法務省に書類提出が必要であるということで、本日の提案とさせていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 諮問第1号は、この際討論を省略し、適任としたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって諮問第1号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。

◎ 日程20番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成25年度月形町一般会計）

- 議長 笹木 英二 日程20番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成25年度月形町一般会計）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 以上で報告第1号は、報告済みといたします。

◎ 日程21番 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況について

- 議長 笹木 英二 日程21番 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 以上で報告第2号は、報告済みといたします。

◎ 日程22番 推薦第1号 月形町農業委員会委員の推薦について

- 議長 笹木 英二 日程22番 推薦第1号 月形町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。
月形町農業委員会委員定数条例第3条第3項の規定により、議会推薦の農業委員は1名とし、住所 月形町字篠津原野3842番地、氏名 福井 誠君を推薦したいと思います。
- 議長 笹木 英二 お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員に、福井 誠君を推薦することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって推薦第1号は、月形町農業委員会委員に福井 誠君を推薦することに決定いたしました。

◎ 日程23番 請願第2号 規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書について

- 議長 笹木 英二 日程23番 請願第2号 規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書についてを議題といたします。
- 議長 笹木 英二 お諮りいたします。本請願書は会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略し、本会議で審議したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって請願第2号は、委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。紹介議員に請願内容の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 金澤 博君説明願います。
- 紹介議員 金澤 博 請願書に基づき、請願理由の説明する。
ただ今議長からのお許しがありましたので、紹介議員を代表いたしまして請願第2号 規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書の趣旨についてご説明申し上げます。なお請願書本文はお手元に配布のとおりであります。
- 議長 笹木 英二 ただ今紹介議員の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は紹介議員に対する質疑といたします。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。請願第2号は、紹介議員の説明のとおり採決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本請願は、紹介議員説明のとおり採択することに決定いたしました。

◎ 日程24番 意見案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書の提出について

- 議長 笹木 英二 日程24番 意見案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 堀 広一君

- 議員 堀 広一 意見案に基づき、提案理由の説明する。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。意見案第2号は、原案のとおり提出することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午後 3時54分休憩）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時55分再開）

- 議長 笹木 英二 お諮りいたします。ただ今、堀 広一君から意見案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書の提出がありました。

この際、これを日程に追加し、追加日程 1 番として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって意見案第 3 号を日程に追加し、追加日程 1 番として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎ 追加日程 1 番 意見案第 3 号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書の提出について

- 議長 笹木 英二 追加日程 1 番 意見案第 3 号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 堀 広一君
- 議員 堀 広一 意見案に基づき、提案理由の説明する。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。意見案第 3 号は、原案のとおり提出することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎ 日程 2 5 番 会議案第 3 号 議員派遣について

- 議長 笹木 英二 日程 2 5 番 会議案第 3 号 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第 1 2 9 条の規定により、お手元に配布のとおり決定したいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 以上で本定例会に付議されました案件は、全て終了い

たしました。会議を閉じます。これを持ちまして平成26年第2回月形町議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時00分閉会)